**平成２２年（フ）第５３２号**
栃木県那須塩原市下厚崎５番地590　ウィスタリアＣ103、住民票上の住所栃木県那須塩原市東豊浦24番地６
債務者　栗城　　武
１　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　洋平
４　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月22日午前11時
６　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第５３５号**
栃木県矢板市扇町２丁目14番１－３号
債務者　君島　忠晴
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　裕一
４　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月22日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第５３６号**
栃木県矢板市扇町２丁目14番１－３号
債務者　君島　榮子
１　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石井　裕一
４　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月22日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第２０２２号**
横浜市旭区笹野台４丁目39番18号
債務者　大澤　和彦
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　苑田　浩之
４　破産債権の届出期間　平成22年８月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月26日午前10時10分
６　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第５４７号**
栃木県佐野市葛生西２丁目３番７号
債務者　熊本　勇義
１　決定年月日時　平成22年７月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田いづみ
４　破産債権の届出期間　平成22年８月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年10月29日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年10月28日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２２年（フ）第４４３号**
岐阜県本巣市政田2466番地　ルミエール大西201号
債務者　河合　正己
１　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小島　浩一
４　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年11月11日午前10時
６　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
岐阜地方裁判所

**平成２２年（フ）第９１２号**
広島市南区出汐１丁目２番４―201号
債務者　飯田　　学
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯岡　久美
４　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月26日午後２時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第２８８号**
兵庫県宝塚市紅葉ガ丘５番43号　302号、前住所兵庫県西宮市北六甲台５丁目20番４号
債務者　白井　良平
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田村　昌之
４　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第４９４号**
兵庫県神崎郡市川町谷391番地
債務者　河崎　良之
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎　志保
４　破産債権の届出期間　平成22年８月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時10分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２２年（フ）第５２０４号**
大阪府吹田市豊津町54番22―205号
債務者　ギャザーこと　宇土　裕子
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井上　周一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月27日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５４号**
兵庫県淡路市室津1350番地１
債務者　小口　忠晴
１　決定年月日時　平成22年７月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　北山　　真
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月18日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２２年（フ）第８８１号**
神戸市灘区箕岡通３丁目３番15―111号、従前の住所神戸市中央区脇浜海岸通４丁目１番２―208号
債務者　菅　宗三郎
１　決定年月日時　平成22年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笹野　哲郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第４４５６号**
大阪府東大阪市森河内東２―18―20―801、住民票上の住所大阪市天王寺区東上町５番６号
債務者　梶原　基勝
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　豊田　孝二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第４９７８号**
大阪府大東市明美の里町16番１号
債務者　秋吉　和男
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯川　幸恵
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第５０１７号**
大阪府守口市寺方錦通３―11―10―101、住民票上の住所大阪市鶴見区茨田大宮２丁目３番20号
債務者　髙橋商店こと　柳楽　久仁
１　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　洪　　太圭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月30日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部